第十八条第二項中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第五十八条中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に、「第三百六十一条第一項及び第四項」を「第三百六十一条第一項及び第四項」に改める。

第七十七条第二項中「第三百六十一条第一項及び第四項」に、「及び第六百条」を「並びに第六百条」に、「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改める。

第八十条第一項第九号ロ中「又は委員会」を「、監査等委員会又は指名委員会等（会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。第九十六条の二十七第二項第一号ロにおいて同じ。）」に改める。

第九十六条の二第五項中「第三百六十二条第四項」の下に「、第三百九十九条の十三第四項から第六項まで」を加える。

第九十六条の六中「監査役会設置会社」の下に「又は監査等委員会設置会社」を加える。

第九十六条の十八中「又は委員会設置会社」を「、監査等委員会設置会社である特定株式会社商品取引所の監査等委員会により選定された監査等委員又は指名委員会等設置会社」に改める。

第九十六条の二十七第二項第一号ロ中「又は委員会」を「、監査等委員会又は指名委員会等」に改める。

第百二十二条に次の一項を加える。

5　組織変更後株式会社商品取引所が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項（組織変更後株式会社商品取引所の取締役に係る事項に限る。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

第百三十一条の六中「第二百五条」を「第二百九条」に、「第二百九条第一項」を「第二百九条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（出資の履行を仮装した場合の組織変更時発行株式の引受人の責任等についての会社法の準用）

第百三十一条の七　会社法第二百九条第二項及び第三項、第二百十三条の二並びに第二百十三条の三の規定は、組織変更時発行株式について準用する。この場合において、同法第二百十三条の二第一項第一号中「第二百八条第一項」とあるのは「商品先物取引法第百三十一条の三第一項」と、同項第二号中「第二百八条第二項」とあるのは「商品先物取引法第百三十一条の三第二項」と、同法第二百十三条の三第一項中「取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役を含む。）」とあるのは「会員商品取引所の理事長又は理事」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百四十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　新設合併設立株式会社商品取引所が監査等委員会設置会社である場合には、前項第四号に掲げる事項（新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して取締役となる者に係る事項に限る。）は、新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して監査等委員である取締役となる者とそれ以外の取締役となる者とを区別して定めなければならない。

第百四十四条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併消滅会員商品取引所の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併消滅会員商品取引所の会員は、吸収合併存続会員商品取引所に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。

第百四十四条の三第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅会員商品取引所の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅会員商品取引所の会員は、新設合併存続会員商品取引所に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

第百四十四条の五第一項第三号中「第百四十四条の十第二項」を「第百四十四条の十一第二項」に改める。

第二章第六節第五款第三目中第百四十四条の十九を第百四十四条の二十一とする。

第百四十四条の十八第一項中「第三十一条」の下に「、第三十七条第三項」を加え、同条を第百四十四条の二十とする。

第百四十四条の十七中「第百四十四条の十」を「第百四十四条の十一」に改め、第二章第六節第五款第二目中同条を第百四十四条の十九とする。

第百四十四条の十六第二項中「第七項」を「第十項」に改め、同条を第百四十四条の十八とする。

第百四十四条の十五第二項中「第七項」を「第九項」に改め、同条を第百四十四条の十七とする。

第百四十四条の十四を第百四十四条の十五とし、同条の次に次の一条を加える。

（新設合併をやめることの請求）

第百四十四条の十六　新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

第百四十四条の十三を第百四十四条の十四とする。

第百四十四条の十二第一項第三号中「第百四十四条の十四第一項」を「第百四十四条の十五第一項」に改め、同項第四号中「第百四十四条の十七」を「第百四十四条の十九」に、「第百四十四条の十第二項」を「第百四十四条の十一第二項」に改め、同条を第百四十四条の十三とする。

第二章第六節第五款第一目中第百四十四条の十一を第百四十四条の十二とする。

第百四十四条の十第九項中「第八百六十八条第三項」を「第八百六十八条第四項」に改め、同条を第百四十四条の十一とする。

第百四十四条の九第一項に次のただし書を加える。

ただし、第百四十四条の七第一項本文に規定する場合（同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

第百四十四条の九第三項中「第七項」を「第九項」に改め、同条を第百四十四条の十とする。

第百四十四条の八の次に次の一条を加える。

（吸収合併をやめることの請求）

第百四十四条の九　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続株式会社商品取引所の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続株式会社商品取引所の株主は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。ただし、第百四十四条の七第一項本文に規定する場合（同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。